



琵琶湖の周辺における屋外広告物規制の見直しについて

琵琶湖を中心とした、ひろがりつつながりのある風景が滋賀県の特徴です。この度、湖国らしい風景づくりを一層推進するために、屋外広告物に関する規制について見直しを行いました。平成21年4月1日より滋賀県屋外広告物条例が改正されますので、琵琶湖の周辺に掲出される屋外広告物には新しい基準が適用されます。



写真提供：高島市、(社)びわこビジターズビューロー



屋外広告物許可新基準（滋賀県屋外広告物条例施行規則第7条に定める許可の基準）



(1) 自家用広告物(店舗、営業所、工場など自己の敷地に、自己の営業や事業等の内容を表示する広告物)

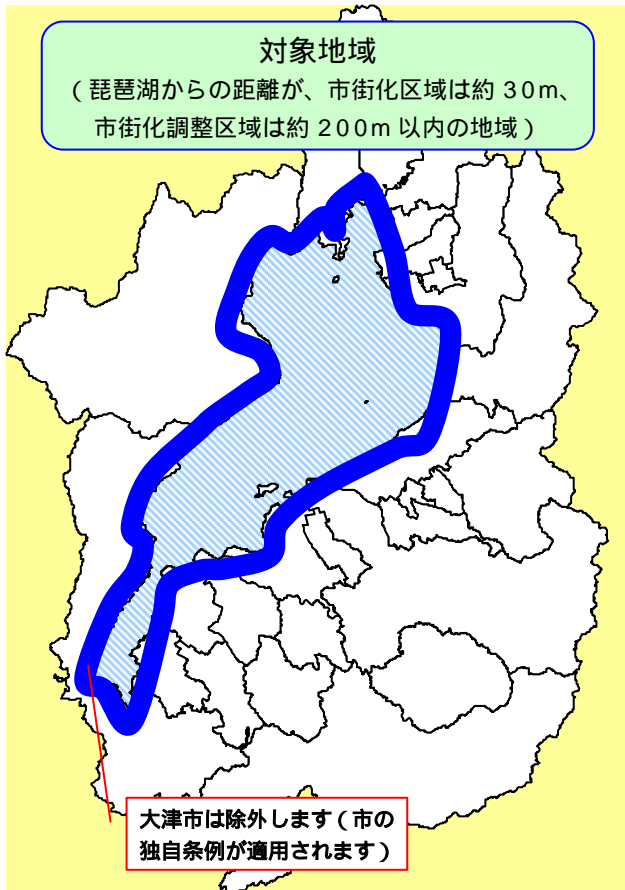
敷地内の表示面積の合計	15㎡以下(1)
屋上広告物	禁止
壁面広告物	面積の比率:表示する壁面1面の1/4以下
野立広告物	高さ:10m以下かつ幅:4.5m以下(2)

(2) 案内図板(店舗への誘導目的の非自家用広告物。表示面の40%以上を地図や方向、住所等に用いること)(3)

面積	3㎡以下 (複数の広告主が共同掲出する場合は、5㎡以下)
高さ	地上から4.5m以下
広告物相互間の距離	同一広告主が掲出する場合は500m以上離すこと

1および2:これらの基準は、用途地域(第1種・第2種低層住居専用地域を除く)には適用されません。

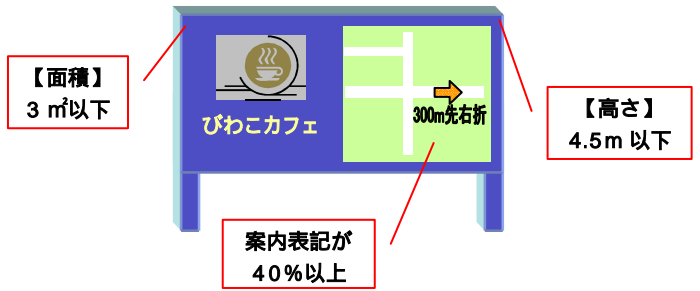
3:自家用広告物にも案内図板にも該当しないような、**その他一般の非自家用広告物の設置は禁止されます。**



規制変更のイメージ図(自家用広告物)



新基準における案内図板のイメージ



既設の屋外広告物に対する経過措置(条例に基づく許可を得ている場合)



屋外広告物の掲出場所が今回の改正の対象地域であっても、既に滋賀県屋外広告物条例に基づく許可をとっている場合は、経過措置として平成21年4月から3年間は現行のまま(改修することなく)掲出し続けることができます。ただし、経過期間終了後には、**新基準に適合するように大きさや高さ等を改修する必要があります。**



条例に違反している屋外広告物の是正について



滋賀県屋外広告物条例では、屋外広告物を設置する際に許可が必要なこと、および高さや面積等の許可基準を定めています。しかし、残念ながら、許可申請を行わない広告物や、条例で定める基準を超えている違反広告物が散見されます。

滋賀県では、琵琶湖の周辺にある違反広告物の是正を行うために「違反広告物是正アクションプラン」を策定し、行政指導を進めています。指導の対象となった広告主および広告業者の皆様方は、湖国の風景づくりに対する県の施策をご理解いただき、違反状態の解消へ向けた積極的なご協力をお願いします。



Mother Lake

母なる湖・琵琶湖。
—あずかっているのは、滋賀県です。

滋賀県土木交通部都市計画課
 電話: 077-528-4184
 FAX: 077-528-4906
 HP: <http://www.pref.shiga.jp/h/toshi/>
 Mail to: HA06@pref.shiga.lg.jp